

令和7年第4回臨時会

高森町議会 11月臨時会会議録

令和7年11月10日開会

高 森 町 議 会

1 1 月 1 0 日 (月)
(第 1 日)

令和7年第4回高森町議会臨時会（第1号）

令和7年11月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 番 本田 生一君

10 番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和7年11月10日

至 令和7年11月10日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
11月10日（月）	本会議	議案審議

日程第 3 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第54号 工事請負契約の締結について

日程第 5 承認第55号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 白石 豊和 君 2 番 武田 栄喜 君

3 番 児玉 幸之助 君 4 番 佐藤 武文 君

5 番 甲斐 節男 君 6 番 後藤 巖 君

7 番 牛嶋 津世志 君 8 番 後藤 三治 君

9 番 本田 生一 君 10 番 佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

町長	草村 大成 君	総務課長	岩下 雅広 君
農林政策課長	芹口 孝直 君	健康推進課長	津留 大輔 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	建設課長	土井谷 顕 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	税務課長	眞原 友紀 君
政策推進課長兼TPC事務局長	住吉 勝徳 君		
総務係長	本川 司 君	財政係長	児玉 明 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） こんにちは。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 午後の時間にですね、第4回臨時会ということで、大変公私共々お忙しいところですね、御参集いただき誠にありがとうございます。

まずはですね、議会議員の皆さんにお礼といたしまして、10月4日に挙行されました、国の直轄事業であります中山川砂防堰堤の完成式につきまして、長くですね、地域の安全を願い続けてこられた地元の方もそうでございますし、関係者の皆様に、きちんとした工事の完成後を見ていただくことがとてもよかったと思いますし、これまでの活動にも心から敬意と感謝申し上げたいと思います。また議会の皆様も参加をしていただきまして、花を添えていただきましてありがとうございました。また、この堰堤にはですね、高森高校マンガ学科の生徒の皆さんが制作した、「命と暮らしを守る砂防」をテーマにした、この板がですね設置されたわけでございます。これ、県内史上初の取組として特別に設置され地域の歩みと未来を結ぶ象徴の形が一つそこで見えるのではないかなと思います。これをこういった創意工夫のところの創意と、一緒になって進めていくというところのですね、結晶の結果が最終的には防災意識を新たに高めるのではないかなと考えております。ちなみにですね、国土交通省側のほうにお願いをして、防災の授業をさせていただきました。その砂防っていうところをキーワードにですね。現在、毎年毎年、教育委員会のほうで、防災士のジュニア検定試験を、今の生徒たちに受けていただいておりますが、合格率もほぼ100%に近いと、100%というふうに聞いております。とてもいいことではないかなと思っております。ぜひ、今後、ジュニア防災検定試験に合格した当町の生徒たちがですね、大人になって、この高森町にもしそのまま住んで頂いた場合にはですね、しっかりした防災意識が高まってきますし、またその結果こういう砂防のことを理解することによって、今後、新たな次の時代、その次の時代でも、やはり町を挙げての取組として要望されていくことになるのではないかと思いますので、とてもよかったと思います。また今後高森側の位置に、要は温泉館のところですね。あともう一つは冬野のほうに、国の直轄事業が入っておりますので、議会の皆様にはですね、完成にかかるまでの、広報の役目も担っていただきながら、また完成に御協力頂ければ幸いです。

また11月9日から15日までの1週間はこれ秋の火災運動、これ全国的な展開ですが、日曜日ですね非常呼集から議会の皆様にも参加をしていただきまして、

また町民の皆様には、たかもりポイントチャンネルを通じて、消防団の活動を、今後もしっかり見ていただいて、発信をしていただきたいというふうに考えております。災害時の初動体制と、通常の今回行っておりますような、火災予防のところの体制というのを、ここをさらに充実させていかなければいけないというふうに考えております。

大変気温差が、朝晩大きくなってきてます。町民の皆様、そして今日の議会です。ね議会議員の皆様も、体調管理にはくれぐれも御留意をしていただきたいと思います。

本日の臨時議会に提案します議案は、工事請負契約についての議案が2件と、補正予算に伴う議案の1件、合計3件でございます。

御審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回高森町議会臨時会を開会いたします。

なお、生活環境課長二子石誠君、会計課長今村親助君からは欠席届が提出されていますので、御報告をいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により9番、本田生一君、10番、佐伯金也君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月10日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。

-----○-----

日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第3、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君） こんにちは。

議案第53号で御提案いたしました、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の契約は、庁舎北側駐車場防災倉庫等新営工事の工事請負契約でございます。契約金額9,229万円。契約の相手方は、熊本県阿蘇郡高森町大字色見1149番地1、有限会社安方工務店、代表取締役、安方竜也氏でございます。契約の方法は指名競争入札の結果によるものでありまして、工期は令和8年3月27日までとする予定でございます。

工事の概要といたしましては、庁舎及び総合センター北側駐車場の青山製作所側の未舗装の部分のアスファルト舗装工事と、その北側奥に防災備蓄倉庫、これは延べ床面積で言いますと、138.16平方メートルでございますけれども、それを2棟建築する工事としております。防災備蓄倉庫には、支援物資及び非常時用の備蓄品や、総合センター周辺の防災倉庫の用品等を一括して収納する予定としております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議頂き、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

今月になってからかな、小国町等でいろいろと入札のやり方について、報道されております。私どもは、小国町の町長が言われるのが、地方自治、地方の政治に関係する人間からすると当たり前だというふうに思っているんですけども、しかしながら、社会というものはどんどん変わってきますから、ちょっと説明はちゃんとせにゃいかんのかなと思います。

この入札に参加された業者数、それに落札率について、参考的にお知らせを頂きたいなと思います。それに町内何社、町外何社であったかという区別がつけば、それ等についてもお知らせを頂きたい。我が町につきましては以前から、入札価格につきましては情報公開の意味で、公開をした上での入札でございますから、昔みたいに秘密裏にやるというような入札ではございませんので、なんら問題ないと思いますけれども、今申し上げました参加業者数と町内町外の区別、それに落札率等を

お聞かせ頂きたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、入札された業者数でございますけども、10社ありました。この工事規模からいたしますと、A1ランクの業者さんが適当と思われまして、このA1ランクの業者というのはですね、町内の事業者さんにはありませんでした。ですから、このA2の業者さんであります安方工務店さんをですね、この10社の中に加えまして、ほかの9社にしましては全て町外の業者となっております。

最後の落札率でございますけども、落札率にしましては、98.82%となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第53号工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第53号工事請負契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第53号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）こんにちは。

議案第54号で提案いたしました、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回契約を提案する工事は、工事番号、教工第1号、工事名、高森中学校体育館空調整備工事でございます。子供たちの学習や社会体育施設であるとともに、指定避難所である高森中学校体育館に空調整備を行い、学習環境の改善にあわせ、避難所機能の強化を図るものでございます。

工事内容を御説明申し上げます。工事内容は、体育館1階アリーナ部分に電気式の壁かけ空調機器10基。2階武道場部分に、ガス式の天井設置型の空調機器4基を整備するもので、工期を令和8年3月19日に設定しております。契約金額は8,085万円。

契約の相手方は、熊本県菊池郡大津町大字大津1480-1、株式会社クラフティア大津営業所、所長、井手口淳氏でございます。

契約の方法は指名競争入札であります。本契約は予定価格5,000万以上の工事の請負で、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

以上、工事請負契約の締結について御説明いたしました。御審議頂き、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯議員。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

議案53号のほうで、総務課長のほうに質問したとおり、参加業者数と、落札率、今の時代でありますから、それをですね、報告をしていただきたいなと思います。総務課長のほうが先ほど述べましたので、もしかしたら教育委員会も先に御報告していただけるかなと思ったんですけど、もう、私が聞かないと言われないということでもありますので、まずは質問をさせていただきます。参加業者数が何社であったのか。落札率が何%であったのかというのをお聞かせ頂きたい。

そして空調についてガス式と電気式、電気で要するにエアコンタイプでやられるということで、1階の方は壁かけでね、二階はガス式ということでもあります。分けられた理由、それと電気式ガス式、両方使われてますから、別にコストとメンテナンス経費が将来にわたってどのぐらいかかるかというのも積算をされておると思いますけれども、その辺について分かることがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、入札に関する件でございます。入札につきましては県内でエアコンの空調設備のですね施工実績のある業者8社を指名しております。落札率96.77%で決定しております。

続きまして電気式ガス式の混合設置となった理由としましてですね、やはり熊本地震のときのように全電源喪失した際に、避難所としての空調機能が停止することのないよう、電源に二段団信、つまりは、別々の方式を持たせる必要があるということから計画に入っております。設計時に機能、経済性を比較しました結果、本方式が予算の範囲内で施工できるということが可能になったためその方式をとっております。

また、電気部分につきましては年間のランニングコストとして、学校教育、また週末社会体育、夜の社会体育活動ですね、そういった場合に、大体、今の経済状況下で300万円程度の電気代になるのかと考えております。ガス代につきましてはもっと安くなるんですが、2階の稼働状況、また西日が当たったりしますので、そういった部分で、ガスに関してもそこまではいきませんが、利用状況によっては、すみません、この場でガスに関する資料は持っておりませんが、そういった利用のランニングコストがかかってくるということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第54号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第54号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第54号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、議案第55号、令和7年度高森町一般会計補正予算

についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第55号で御提案いたしました、令和7年度高森町一般会計補正予算第4号について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年産が現時点で高止まりの状況であることから、緊急的に米価格高騰対策、物価高騰対策を行う事業の経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を94億6,493万5,000円とするものでございます。

予算書の8ページと予算概要書を同時にお願ひしたいと思います。高森町生活支援お米券配布事業としまして、令和7年産の新米価格が大変高い価格で高止まり状況にあることから、米の価格がマーケットにて適正価格に安定するまで、世帯1人当たり1か月で5キロまでに対し、1,500円分を負担するお米券を配布いたします。本町はですね、これまで議会の議決を頂き、令和7年の新米が非常に回るまでのつなぎとして、生活支援米、これは無償配布を実施してまいりました。そのときの提案理由で述べましたように、9月末か10月の頭には新米が市場に供給されているということでお話をさせていただきましたが、新米が現在市場に供給されていますが、先ほどから申し上げますように、この価格が非常に高い状況で推移をいたしております。ここに対してですね、物価高騰経済対策、もう一つは、食料安全保障の観点からですね、今後の農家の方のですね、生活の環境維持また離農等にならないような対策等々も含めてですね、両軸からの観点を大事にして、本事業を実施をしたいというふうに考えております。経済対策としての消費者への家庭負担の軽減と米農家へのバックアップを両立するには、消費者と生産農家の双方が納得できるマーケットにおける適正価格が形成するまでの間、町として支援をしていくべきというふうに考えております。

なお、本事業の財源に関しては、現時点では一般財源を予定しておりますが、今後ですね、報道にありますように、国のほうから何らかの財政措置が実施される可能性が極めて高いということで、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）はい、6番後藤です。

先ほど町長のほうから説明を頂きました。確かに来年1月1日より、最低賃金が上がるといって、箇所分所得が家計で多少は変化があるかもしれませんが、まだまだ先が見えない中での切れ目ない支援ということに関しては、理解ができます。

そこでこの事業の内容について、概要書から、担当課長に説明を求めたいと思いますが、まず、このお米券、先ほどお米券とかいう話がでなかったかな、町長の説明から。すみません、どのような形で町民の方にこの券を配られるのかというのをまず聞きたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）こんにちは。

6番後藤議員の質問にお答えいたします。事業内容といたしまして、今回は希望する町民の方に5キロのお米券を配布したいと思っております。御質問がありましたお米券の配布方法ですけれども、お米券につきましては、原則クーポンでの発行を考えております。こちらは前回の生活支援米のときに、子育て世帯への支給にも使いました。

まず、高森町の公式LINEに登録頂まして、そこからクーポン券、米券ですね。そちらのほうを発行したいと思っております。ですので希望される方は、高森町の公式LINEから申請頂いて、そこからお米券、クーポン券を発行する。そしてそのクーポン券、携帯にありますお米券を持って町内の店舗に行ってください、こちらの1,500円を引いた価格で購入していただく、そういった事業の内容となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）説明ありがとうございました。

ということは、例えば5キロ、4,200円で売られてる店舗がございます。そこでこのお米券、スマホを持って行ってそこで発行できるのかな。持っていけば、1,500円を引いた値段で購入ができるっていうのが一つですね。

あともう一つは、これが12月から3月までですかね、年度末だから。ということは、12月、1月、2月、3月の4か月間にわたって、1人がこの券を4回発行していただけるっていう形の理解でいいですか。いいですね。

あともう一つ、そこのお米を購入できる場所っていうのは、今現在、例えば何か所辺りを想定して、今後どのような形で告知しながら広げていくかっていうのが、もし計画があればおっしゃってください。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。自席でどうぞ。

○住民福祉課長（石田昌司君） 5番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

後藤議員の言われますとおり、お米券につきましては、12月から来年の3月までの各月ごと、4か月分のお米券を配布したいと思っております。そのお米券は、12月であれば12月分、1月であれば1月分を各月ごとに発行したいと思っております。ですので、例えば12月に来年の1月2月3月分、4か月分欲しいということはできないようになっております。あくまで12月分は12月申請、1月は1月申請となっております。

この町内の取扱い店舗ですけれども、生活支援米緊急支援事業につきましては、子育て世帯及び高齢者世帯と対象者を限定しておりまして、町内の米販売店3店舗での支給をいたしました。今回は、対象者を希望する全町民としておりまして、配布数も前回よりも多いことが予想されます。ですので、この町内の米販売店に加えまして、町内で米を扱っている店舗。あくまでも町内で米を扱っている店舗に限定をいたしまして、このお米の利用可能店舗を増やしていきたいと思っております。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、6番後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）はい、分かりました。

まずは町民の方たちに分かりやすく、TPCなどを使って、告知というのはお願いしたいかなと思います。分からない部分が結構まだ今の質疑ではどういうことかと思ってる人も中にいらっしゃると思いますので、そこはきっちり、特に米の量を確保しなければいけませんから、そういうものも含めて、実施日を決めて、それが決まり次第、この日からこういう形で出しますと、高齢者の方でスマホが使えない方は、住民福祉課で対応しますとか、そういうことももろもろ含めて、TPCで告知をしていただきたいと思います。

それで、ちょっともう一つ、すみません。農政の課長に聞きたいんですが、この事業について、農家の経営安定という部分も入ってます。今、現状として、稲作をされてる農家の方の現状、例えば去年はこう、今年はどうだったっていう情報がもしあれば、課長のほうで何か把握されてることがあれば、意見を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）こんにちは。

6番、後藤議員の御質問にお答えします。あくまで、私がですね、一部の農家さんから聞いたお話をしたいと思えます。昨年ですね、昨年も米の高騰ということで、今まで安かった米がですね、大変高騰して、また売り先もですね、今までない

ようなところがあるというふうなお話をそのときされました。また、今年についてはですね、農協さんの米の概算金についても3万円を増えるというふうな、今まで、ここ二、三十年じゃあり得ないような状況が続いております。

ただですね、農家さんにつきましては、高騰するのは大変うれしいことではあるが、農家以外の方で困ってる方もいますので、そことやっぱりバランスをとりながら、特に国については、この需要と供給っていうところは長期的な目線で、農政の施策を考えていってほしいというふうなお声は、1番多く頂いているのかなと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）はい、10番佐伯でございます。

非常に高森町の町民の皆さん方は、高森町の財政状況等を理解していただいて、大変これは喜ばしいことであるなと思います。今国会でも、お米券についていろいろと話が行われております。私どもとしては、今町長のほうから説明があったとおり4か月分。毎月毎月ですね、お米券で皆さん方に応援できるということは喜ばしいことであり、町民の皆さんも歓迎されることだと思っております。ただ、このお米券について、この券の使い方についてね、私もよくスーパーに買物に行きます。その際に、たかもりポイントカードを出される方もいらっしゃるし、いろいろとそのときに、いろんな決済方法を使用される方もいらっしゃるんですが、その中で、やはりレジでですね、ちょっとやっぱり待っていると、長くかかる場合があるんですよ。そういうことを見ておる人間として、そういうときにレジの皆さんたちにも、店のほうに迷惑をかけないような買い方というのがどういうふうな買い方なのかお米券の使い方がどういう使い方なのかというのをね、改めておさらいをしていきたいと思います。

今、住民福祉課長が言われた12月には12月分のお米券を発行をされる、1月には1月分のお米券の発行をされるという事ですから、その都度その都度お米券の発行を申請をしなければならないわけですね。そうやってきたときに、12月に私の家は3人おりますね。3人分だということで、もし窓口で申請したときに、1,500円の割引券、割引クーポンが3枚いただけます。ですから当然4,500円分あるね。5キロ1,500円なんだけど、店舗に行って、4,500円あるから4,500円の5キロのやつをこの分だけで全部替えるか。恐らくそれは駄目だろうと思います。あくまでも5キロについて1,500円、1袋についての割引が1,500円になるという解釈でよろしいんだろうと思います。ですからその点に

ついでの解釈をお願いしたいと思います。

それと、12月に発行してたけども使わなかったと。1月にまとめて使うのができるかと、12月分も一緒に持って行ってね。それができるかということ。これも恐らく12月の発行されたクーポンについては1月は1月で発行するわけだからそれはできないんだというふうな解釈でいいと思います。しかしながらやっぱそれを理解しない町民の方たちがいらっしやると、店舗のレジで混乱をします。「お客さんこれは12月の米券です。もう今月は1月ですからこれ使えませんよ。」っていうふうにレジの係の方たちが言わなくちゃなんないよね。そういうことにならないように、スムーズにレジを通っていかれるためには、それを徹底しなければならない。そういうふうと考えておりますけれども、その辺りについてどういうふうにお考えかということですね。

町長が言われた、前回の米の備蓄米を配ったときも、約8割の方たちが使われた。今回はどうかって言ったときに、大体30キロで1万5,000円ぐらいで動いていたとしたときに、それを精米したときに約1割減って27キロになると。1万5,000円を27キロで割ると1キロ当たり555円。精米賃は10キロ100円ですからそれはそう考えなくてもいいんだけど、そうしたときに、5キロで2,775円、直だった場合。個人で保有米を持っていた場合については、2,775円で白米が食べられるんです。そう考えたときに、保有米を持ってる方たちがあえて、高森町が発行されるお米券を必要とされるかと。そういう方たちはご遠慮されるんだろうと思うんですよね。しかしながら、町外に子供がいたり、子供たちが別なところで生活してたりすると住民票がないから、お米券の発行はありません。あくまでも高森に住民票を置いてる方たちですから。でも、親は取ってるけれども、この子供のほうから、「お父さん、お米券出るようになったけん、僕たちの分でお父さんたちがもらった1,500円の割引券で、新米を3,000円で買ってからちょうだい。」って言われたときは、それはそれでセーフなのか。そういうところをね、ちょっと住民福祉課長に教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。自席からどうぞ。

○住民福祉課長（石田昌司君）10番佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回のお米券ですけれども、あくまでも5キロのお米券としております。ですので、家族3人いるので15キロの袋、買えるかというのはできません。5キロのお米券となっておりますので、5キロで1,500円を引いた額となっております。今回のお米券ですけれども、先ほど申しましたとおり、12月から3月までの4か月分です。ですので、12月に申請した分は12月、1月に遡って12月申

請していないので12月の申請できるかというのはいけません。1月に申請した分は1月分。また2月に欲しいときは2月にまた申請していただく、そこは各月ごとに申請していただいて、各月ごとに店舗に取りに行ってもらおうようにしております。

そして、この使用方法ですけれども、先ほど申しましたとおりクーポン券での利用を基本としております。ですので、原則毎月このクーポン、お米券が欲しい場合は、町の公式LINEから、お米券と町の公式LINEに登録していただいて、このお米券を申請していただくようにしております。そのときですね、例えば家族が3人いる場合は、世帯主からの申請を基本としておりまして、例えば世帯が3人いる場合は3人分申請ができます。3人分申請して、5キロの3人分で15キロですね、15キロをお店で買って1,500円を引いた額で買っていただくと、そのようにしております。例えば3人家族おられて、うちは15キロも要らない、10キロでいいっていう場合は、2人分の申請もできるようにしております。3人家族で2人分申請して10キロの申請をして、店舗で10キロ買っていただく。そのような流れとなっております。

また、このクーポンですけれども先ほど携帯の公式LINEを基本としておりますが、もうどうしてもできない方につきましては、役場で紙のお米券ですね。紙のお米券も発行しております。その場合どうしても役場の窓口まで来ていただく手間はありますけれども、紙でのお米券の交付も可能といたしております。

よろしく願いいたします。

○10番（佐伯金也君）10番佐伯です。

15キロ買えるかという質問じゃないのね。もし3枚発行したときにね、それをまとめて3枚発行1,500円のやつを、3枚で4,500円ですから、4,500円で4,800円の米が買えるかということね、5キロね。要するに魚沼産のコシヒカリが5,000円が出たとしたときに、5キロの5,000円だけん、じゃあ3枚あるから3枚で1,500円の4,500円だけん、それでかえるかって、残金払ったらそれで買えるかっていうこと。15キロ買えるかじゃない。あくまでも5キロ袋1つに対して1,500円のお米券ということなんですね。ですから、15キロでは、3枚なんですよ。でも15キロで売ってる店舗やらないけんね。大体10キロか5キロか3キロと2キロとか。そういう感じなんですね。ですから、5キロのお米を店で買うときに、言われた、4,000円で売ってあったということであれば、1,500円の米券を出して2,500円で買うと。そして、15キロ欲しいなら、また2枚を出して、それぞれ5キロを2,500円負担、あと

5キロを2, 500円負担ということで、総額7, 500円負担をして、15キロ買わなければならないということによろしいんだということなんですね。あんま難しくもないね、5キロ1袋なんだから。5キロ1袋の米に1, 500円のお米券を配る。だから、そういう解釈なんですよというのを周知しておかなくちゃ駄目。

そして、お米券を、要するにLINE内のクーポンで発行してLINE見せて言うけども、現金決済しかしてない店がある、たしか。コスモスはそうじゃなかったかな。現金だけね。ただ、たかもりポイントカードは使えるね。でも、たしか現金だけクレジットも何も使えないんです。Pay Payも使えない、たしかコスモスはね。ダイレックスは使える。フレインはどうだったかなと。あそこでは、私もあんまり生鮮食品は買わないからわからないけど、だからそういうふうに店舗がそれぞれあるから、そういうところも把握した上で、お客さんたち、住民の人たちは行かれるから、レジで混乱させて、待ってる人たちに迷惑がかかって気の毒だなど思いをさせないように、ずっとレジから出ていけるような説明の仕方というのを考えとったほうがいいんじゃないですかと言ってるんですよ。だからいろんなことを想定して、私が聞くんだよね。だから、3人だから15キロだけといても、3人でも5キロでいいところもある。だから、お米券を1枚持って行って、5キロ買って帰ってください。5キロの負担をしてから、2, 000円なり2, 500円なり負担してから買って帰ってくださいってね3枚持っていったから、負担金ゼロではないですよということをはっきりさせとかないといかんということです。そういうことであります。

先ほど米農家のことも聞かれたんだけど、農政課長。当初国はね、作況指数は出さないとっておきながら、後からね、生産量言ったよね、去年よりも何万トン多いうて。あれでね、結果的に作況指数を報告してないけれども、作況指数はプラスですよといったようなもん。だからいまだぶついている。だから、これはね米の政策っていうのは分らん。そうなってくると、町長が言われたとおり、地域が、各地方の行政が、その行政内にいらっしゃる米農家の方たちを守っていかなければならない。そういう重大な役目があるから今回の米券の配布というのは大変助かる。ですから、いいんじゃないかな。ただ、使われる方たちが分かりやすくせにゃいかんという、ですからそこ辺りをよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、町長。先ほど申し上げましたけれども、お米はそれで助かりました。後藤巖議員のほうからも米農家の方たちはどうかという質問があったんだけど、そのお米はいいけど、ほかのこともあるんですわな。今から先寒くなると燃料も上がってくる。すると、寒い。ストーブを使わなければならない。電気も使わなければな

らない。それがいつのことやら、電気が下がるか、灯油が下がるか分からない。令和6年度は2月に2万円、各個人にお配りになりました。で今年は、令和7年度できればね、早い時期にそういうふうなことも考えていかなければならないと思うんですけれども、町長さん、あなたが町長してる間だけは、これは続けたほうが良いと思うんですけれどもいかがでございましょうか。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員からですね、いろんなアドバイスを頂きましたのでそれを参考にしてこのお米券は議会が認めていただけるなら、分かりやすく進めていきたいと思います。

そのほかのガソリン税に関してはですね、これは落ちて、国のほうのですね、現在の動きを見ると、ガソリンに関して落ちていくと思います。補助金も出て始まります。ただそれとは別に、これだけ物価が上がって、可処分所得は余り変わらない。つまり物価が非常に物価高騰というのは実感します。私もコンビニに毎日行きますけど、1,000円以下になることがあまりないと。だから少し買えば1,000円を超えてしまう。また、飲食店でも非常に高くなってると思います。議会のほうからですね物価高騰対策をしっかりと考えなさいというアドバイスを頂いたと、いうふうに今認識をいたしております。12月議会もありますが、国の物価高騰対策の中身も考えまして、高森町らしい提案がですね、議会のほうにできればと思っておりますし、その際はぜひ議員さんの御賛同も頂いて、スピード感を持って町民のほうに物価高騰対策が届けられるように、御協力頂ければ幸いです。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）はい、10番佐伯です。

何やら柔らかい豆腐で、絹ごし豆腐みたいな答弁であったかなと。今の町長にしては、非常に優しい答弁を頂きました。

あのですね、物価高騰対策、クーポンと、お米券という形、紙媒体とLINEのですね、本来は高森町内の店舗であるならば、たかもりポイントカードをね、これが各個人にお配りされているんですよ。このポイントカードは、家族間でポイントのやり取りもできるようになってるということでもあります。私は、ちょっとまだね、使えないもんだから、今度教えてもらってからアプリのほうに入れて、ポイントカードというものを入れたいと思うんですけど、そういうことも利用していければいいのかなというふうに思います。

それと、先ほど言いました2万円の6,000人の1億2,000万円。できれ

ば町長が現金首ひねるんだったら、ポイントでも結構ですから、個人にね、ポイントカードのほうにそっと入れていただけるようお願いしたいなと思います。住民登録が、今年の2月のやつはたしか12月1日か何か期限か何かじゃなかったかな、基準で。だったから、できれば今度は12月1日から2か月間高森町に間違いなく居住してる、住民票を置いてという方たちに対して、2月1日付ぐらいで、ポイントカードにそっと2万円、2万ポイント入れていただけるようお願いしたいと思いますけれども、町長。ポイントカードですよ、あなたが売り物にしているポイントカード、いかがでございますか。

○議長（牛嶋津世志君）自席からどうぞ。

○町長（草村大成君）佐伯委員からですね、たかもりポイントカードをやはり使うべきだと。とてもスピード感がある対策が打てると思います。そして、大事なことは公平にですね、全町民に届けられる仕組みがこのポイントカードだと、地域通貨だと思っておりますので、財政当局とも話をしながら、特に物価が高いこの間は、高森町の財政が許す限りできる限り議会の議員の皆さんの賛同を得ながら、このたかもりポイントカード事業のですね、ポイント付与というところに関しては前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第55号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第55号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第55号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和7年第4回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員